

府中町補助街路整備事業

～便利な暮らし心地のために～

府中町では、地域間交通を担う幹線道路を補い、買い物・通勤・通学で日常的に通行する道路として安全で快適に利用でき、日照や通風が確保され、災害時には、避難路や消防活動の場としての機能を担う補助街路の整備を進めています。

自動車交通に役立てるためだけでなく、道路の快適さ、高齢者や障害者への配慮、道路が担う様々な機能等、道路の質の向上を図っていきたいと思います。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



補助街路指定第3号 みくまり北小学校線

府中町 建設部 都市整備課 整備係

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5-1

TEL 082-286-3182

補助街路とは？

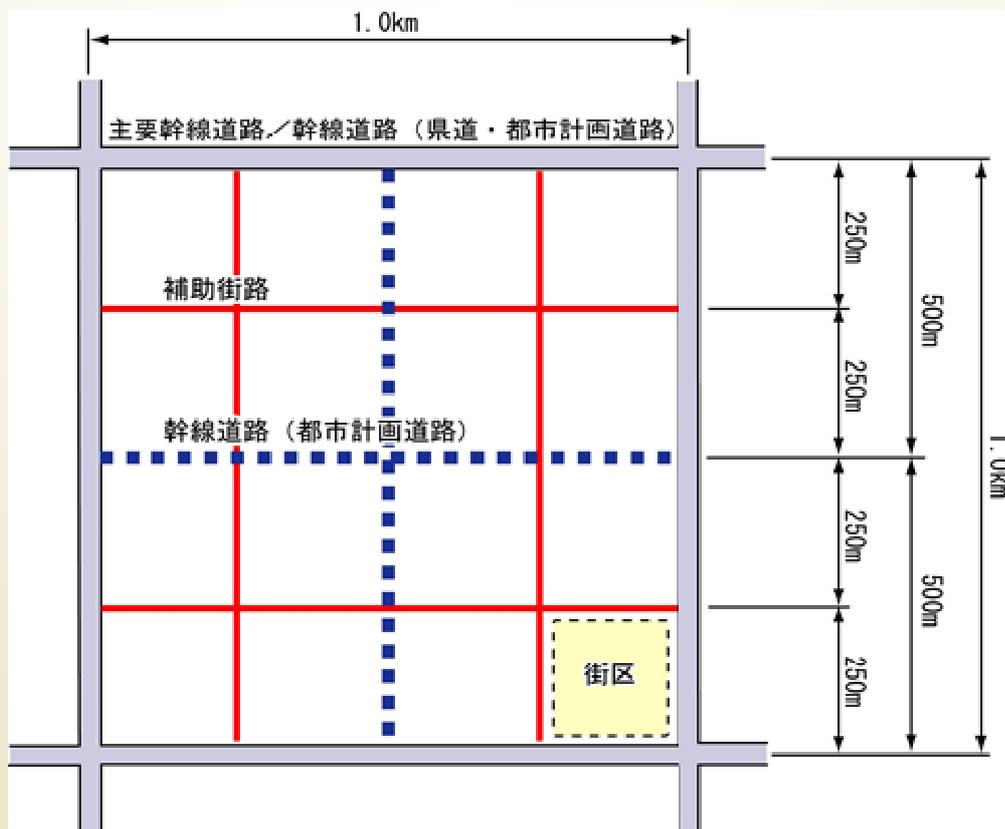
この事業で整備する補助街路とは、

- ① 歩行者、自転車及び自動車が安全で快適に通行できる交通機能の向上を図るための道路
- ② 緑、日照及び通風の確保により良好な住環境の向上を図るための道路
- ③ 避難路の確保及び消防活動困難区域の解消により地域防災の強化を図るための道路

の3つの道路を基本理念として、

- 道路の幅員は原則6mで、
- 概ね250m間隔の格子状に

配置することを基本にした町長が指定する道路です。



補助街路の配置イメージ

整備路線の決定（指定）方法

補助街路として整備する路線は、町の現況や都市データを基に策定された補助街路ネットワーク基本構想図より、緊急性、実現性、地域バランス等を参考に町にて選定します。

選定した路線は、説明会を行い、土地所有者の同意状況や地域住民の意見を反映し、整備計画案を作成します。

整備計画案を町の調整会議に諮ったうえで、整備路線として決定（指定）します。



用地取得と損失補償

補助街路整備事業は、良好な街並みを形成し、適切な道路網の整備を行うものです。

これは、道路が担う交通機能、環境機能、防災機能の向上を図るもので、公共の福祉に役立つものです。

このため、補助街路整備事業に係る用地の取得方法は、**正常な取引価格をもって補償します。**

また、用地の取得に伴う**通常生じる損失についても補償します。**

◎正常な取引価格とは

近傍類地の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地の位置、形状、環境、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定した価格です。

◎通常生じる損失補償とは

用地の取得に伴う、建物、工作物、立竹木、動産、借家人、営業、移転雑費等の補償です。

府中町補助街路整備事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、補助街路の整備に関し必要な事項を定め、良好な街並みの形成と適切な道路網の整備を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助街路整備事業 この要綱で定めるところに従い、町が実施する補助街路を整備する事業をいう。(以下「整備事業」という。)
- (2) 補助街路 原則、幅員6mの道路をいう。

(整備する道路)

第3条 整備事業で整備する道路は、次の各号に掲げる基本理念による。

- (1) 歩行者、自転車及び自動車が安全で快適に通行できる交通機能の向上を図るための道路
- (2) 緑、日照及び通風の確保により良好な住環境の向上を図るための道路
- (3) 避難路の確保及び消防活動困難区域の解消により地域防災の強化を図るための道路

(住民意見の反映)

第4条 整備する路線は、説明会を開催する等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(整備路線の指定)

第5条 町長は、整備事業に係る土地の所有者等の同意の状況、事業の効果その他の事由により総合的に判断し、整備する路線を指定する。

- 2 整備する路線を指定したときは、町民に周知する。

(用地の取得)

第6条 整備事業に係る用地の取得方法は、正常な取引価格をもって補償する。

(通常生じる損失補償)

第7条 整備事業に係る用地を取得する場合においては、通常生じる損失を補償する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月13日から施行する。